

第15号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年品川区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第1項第1号および第5項第2号、第18条の見出しおよび同条第1項第1号、第19条第1項第1号ならびに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第9条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条第8項第4号および第12項ならびに付則第9条の改正規定ならびに次項の規定 令和7年4月1日

(2) 第17条第1項第1号および第5項第2号、第18条の見出しおよび同条第1項第1号、第19条第1項第1号ならびに第21条第4項の改正規定ならびに付則第3項および付則第4項の規定 令和7年6月1日

2 改正後の第13条第8項第4号(同条第9項において準用する場合を含む。)

および同条第12項の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第17条第1項および第5項、第18条第1項(第1号に係る部分に限る。)ならびに第21条第4項ならびに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(説明) 雇用保険法および刑法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。